

第5回岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部会議記録

平成16年6月25日 10:00~

市長応接室

市長、小野崎助役、松谷助役、収入役、教育委員会事務局長、市長公室長、総括審議監、環境事業部長、人・自然共生部長、農林振興部長、行政管理総室長、経営管理部長、まちづくり推進部長、都市建設部長、基盤整備部長、市民参画部長、上下水道事業部長、市民健康部長、工事検査室長、その他

1 岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部について

- ・ 議会でのさまざまな指摘事項に対して、どう対応していくのかを議論したい。
- ・ 岐阜市政すべてについて情報公開を貫いているが、特に今回の産廃不法投棄の問題について、踏み込んだ情報公開をしていきたい。情報公開条例の枠内で、できる限りの公開をしていきたい。特に裁量の部分についての公開方法を検討するため、今日の本部会議の中で別途委員会を立ち上げる。
- ・ 昨日記者発表した場内の大気、地下水、悪臭、ボーリングコアの分析結果は、基準値をみたしていた。硫化水素も認められたが、拡散するとの事である。慎重な対応は必要である。いずれにせよ、数値は適応しているが、継続的に環境調査は実施していかなければいけない。
- ・ 手掛かりとなる帳票類の収集に全庁的に対応するという事については、方法論についても検討していきたい。

2 議会での指摘事項の対応について

川崎市の市民オンブズマン制度を参考とした検証システムについて

- ・ 今後庁内において検討をしていく。

産業廃棄物の不法投棄に対する体制（部制の検討）について

- ・ 今後の状況（仕事量、期間等）を見極めながら判断する。

再発防止を含めた方策、体制づくりについて

- ・ 検証委員会で秋くらいまでに報告をもらい検討していく。

排出事業者の手掛かりとなる帳簿類の収集体制について

- ・ 現場の状況にあわせた応援体制の計画を立てる。

排出事業者類の責任追及について

- ・ 現場で資料収集をやっている。
- ・ 環境省の依頼による6県2市の実績報告書と岐阜市が独自に求めた5市の実績報告書から排出事業者と収集運搬業者の整理が今月末程度にできる予定。

- ・それ以降、廃掃法 18 条に基づきマニフェスト・契約書等の報告を求める。
- ・それに基づいて廃掃法 19 条の 5、19 条の 6 での違法性の有無を確認する。違法性があると思われれば、立入調査を行ない、状況によっては警察への協力依頼、措置命令をかけることになる。

建設工事等の発注者の責務について

- ・発注者の責務は、建築リサイクル法及び県廃棄物の適正処理等に関する条例に定められている。
- ・今事案の再発防止を図るため、岐阜市が発注する公共工事から発生する産業廃棄物の適正処理に関する基準を県と共に作成中で、6 月末までに策定する予定。
- ・手順書には、マニフェスト（E 票）の写しの提出、処理現場の写真添付を請負業者に義務付け。また、処理方法、処理委託先、運搬経路等を記述した施工計画書の提出と、各発注機関に建設廃棄物管理責任者の選任を盛り込む予定。

情報公開検討委員会の設置について

- ・今事案に係る情報公開基準を整備し、積極的な情報開示を進めるため、小野崎助役を委員長とする情報公開検討委員会を本日設置し、7 月 2 日に第 1 回を開催する。

善商の財産保全について

- ・弁護士と協議中

「ゆりかご幼稚園母の会」の要望事項への対応について

- ・要望のあった内容を精査し、今月末までに回答する。

御望山の環境調査について

- ・善商に対し、敷地内の調査実施を文書にて、来週中に要請する予定。
- ・周辺環境調査の場所及び調査項目について、第 2 千成団地自治会長と協議中。

措置命令に係る処理計画書について

- ・21 日に受理した処理計画書の内容を精査中。不明な点について、近日中に善商に対し、文書にて確認を求める予定。